

山梨県出資法人経営検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）に定めるもののほか、山梨県出資法人経営検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 経営が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる出資法人の経営状況等の評価及び改革案の検討
- (2) 出資法人の経営評価

(組織)

第3条 委員会は、委員4人をもって組織する。

- 2 委員は、公認会計士、弁護士、大学の教授又は准教授等の法人経営について学識経験のある者のうちから知事が委嘱する委員3人及び総務部次長（人事課長事務取扱及び財政課長事務取扱となる次長を除く。）とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、委員会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴くこと又は関係者から資料の提出を求めることができるものとする。

(書面による議決)

第6条 委員長は、委員会を招集することができないと認める場合には、議事の内容を明らかにした議案書その他必要な資料を委員に送付し、その意見を徴し、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により議決を行った場合、委員長は議決の結果を委員に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、総務部行政法務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月4日から施行する。
- 2 山梨県出資法人経営検討委員会設置要綱（平成21年3月18日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。